

# 府中市道路等包括管理事業（北西地区）に関する 公募型プロポーザル募集要項

## 1 目的

府中市道路等包括管理事業（北西地区）（以下、「本事業」という。）は、「府中市インフラマネジメント計画（平成25年1月）」に基づき、インフラ管理における包括的民間委託を行うものである。本事業は、市道等を市民が継続して安全に利用できることを前提とし、民間事業者の効率的運営や創意工夫によるコスト削減やサービスの向上を目的とする。

具体的には、「主要地方道第15号 府中清瀬線」、「一般都道第229号 府中調布線」、「主要地方道第17号 所沢府中線」、「一般国道20号」に囲まれる区域において、市が管理する道路等の施設を対象とした維持管理や補修等の一部を包括的に事業者へ委託するものである。また、対象区域における市のにぎわいの創出やまちづくりへの協力、「馬場大門のケヤキ並木（国指定天然記念物）」の景観、参道としての環境維持に貢献することを期待する。

## 2 対象区域

対象区域は、主要地方道府中清瀬線 {第15号（小金井街道）}、一般都道府中調布線 {第229号（旧甲州街道）}、主要地方道所沢府中線 {第17号（府中街道）}、一般国道20号（甲州街道）と行政界に囲まれる範囲とする。

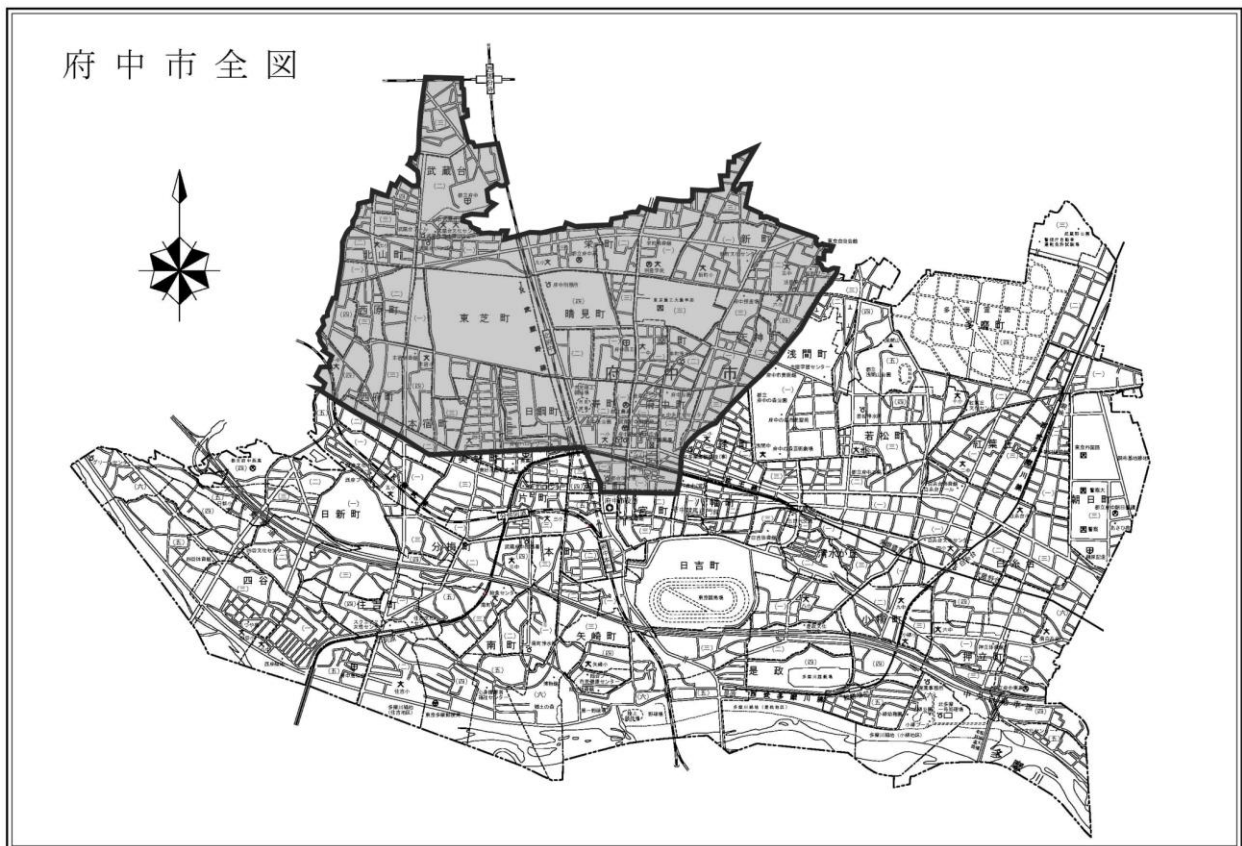


図1 事業対象区域

凡 例

 : 委託範囲

### 3 業務概要

(1) 業務件名

府中市道路等包括管理事業（北西地区）

(2) 業務内容

別紙、「府中市道路等包括管理事業（北西地区） 要求水準書」に示すとおりとする。

(3) 履行期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。

(4) 委託料上限額

121,165千円／年（消費税及び地方消費税を含む。）

内訳

包括委託型業務 97,205千円／年

単価契約型業務 23,960千円／年

※現時点では、平成30年度以降の予算措置がなされていないため、予算が議会において議決された場合に契約する。

(5) 対象施設

対象区域、約750haにおける、次の施設を対象とする。

表1 対象施設一覧表

施設		数量
道 路	舗装・構造物等	633路線 (125, 924m)
	橋りょう（道路橋）	1橋
	橋りょう（歩道橋）	5橋
	立体横断施設（ペDESTリアン・デッキ）	2橋
	けやき並木通りのケヤキ等	134本
	街路樹（けやき並木通りのケヤキを除く）	3,094本
	道路反射鏡	1,006基
	標識	159基
法定外公共物	市有通路	約5,500m
	赤道	市保有の特定図面参照
その他	武蔵野線下外ポンプ室	1か所

(6) 対象業務

表2 対象業務 一覧表

業務項目		業務内容	
包括委託型業務	統括マネジメント業務	業務計画書の作成	
		インフラマネジメントシステムの登録	
		業務報告	
		定例会議の開催	
		モニタリングの実施と報告	
		引継ぎ作業	
	維持管理業務	巡回業務	定期巡回
			緊急巡回
			府中警察署との合同パトロール
		清掃業務	道路清掃
			歩道清掃
			雨水樹の汚泥除去
			府中駅前ペDESTリアン・デッキ等の清掃
			除雪
			武蔵野線下外ポンプ室清掃・点検
			街路樹の剪定・除草（けやき並木通りのケヤキの剪定等を除く）
植栽管理業務	街路樹の動物・昆虫の巣除去		
	道路反射鏡・案内標識管理業務	道路反射鏡の維持管理	
		案内標識の維持管理	

業務項目		業務内容	
包括委託型業務	維持管理業務	補修・修繕業務	損傷箇所の補修・修繕 (日常を維持するための保守に係る業務で1工種50万円未満)
		事故対応業務	対象施設の事故対応
		災害対応業務	対象施設の災害対応
		苦情・要望対応業務	対象施設の苦情・要望対応
		占用物件管理業務	不法占用物対応の支援
			不法投棄の現地状況確認及び原状回復
法定外公共物管理業務	対象区域の法定外公共物管理		
単価契約型業務	補修・更新業務	損傷箇所の補修・更新 (日常を維持するための保守に係る業務で1工種50万円以上。 補修や施設の更新に係る業務で500万円未満とする。)	
	ケヤキ剪定等業務	けやき並木通りのケヤキの剪定等	

#### 4 事業方式

本事業は、市が管理する道路等の施設を対象とし、行政行為に係る業務は引続き市が担い、受託者が行う「包括委託型業務」と「単価契約型業務」に分けられる。「包括委託型業務」は総価契約する業務とし、「単価契約型業務」は単価契約する業務とする。

なお、受託者は、市からの包括管理事業推進に係る、業務遂行上の品質の確認や経費の調査等について協力をするものとする。

#### 5 危機管理事象が発生した際の協力体制

市が「地域防災計画」で想定する危機管理事象が発生した場合には、受託者は市の指揮命令系統下におかれるものとする。

また、関連団体より市への協力要請がある場合は、受託者はできる限り市対策本部からの指示を受けて、要請に応じるものとする。

なお、当該費用は原則として市が負担するものとする。

#### 6 参加資格

本事業は、2(6)の項目に掲げる各業務に対する要求水準書の内容を満たし、かつ次の各要件を満たす企業または団体によって構成するグループのみ応募することができるものとする。

- (1) 応募グループを構成する企業または団体(以下、「構成企業等」という。)は、東京都内に本店または支店を有すること。
- (2) 構成企業等は、2社(団体)以上とし、府中市内に本店を有する企業または団体を1社(団体)以上含むこと。

- (3) 各業務において再委託が発生する際には、府中市内に本店または支店を有する企業を採用すること。
- (4) 府中市契約事務規則第34条に規定する指名競争入札参加資格を有すること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 府中市業者指名停止基準による指名停止措置期間中の者でないこと。
- (7) 応募資格要件の確認後から資格審査終了までの期間に建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項もしくは第5項の規定による営業停止処分を受けていない者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号の規定による暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他を含め使用していない者であること。また、法人の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等との関与があると認められないこと。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第255号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしていない者であること。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項による更正手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件（以下「更正事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項及び第2項の規定により更正手続開始の申し立てを含む。以下「更正手続開始の申し立て」という。）をしていない者又は申し立てをなされていない者。ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第199条第1項の更正計画の認可の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更正計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更正手続開始の申し立てをした者又は更正手続開始の申し立てをなされた者とみなす。
- (11) 応募者資格申請書に重要な事実について記載をし、虚偽の記載をしない者
- (12) 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、事業の公正な進行を妨げない者。
- (13) 最近1年間の法人税、事業税、地方税を滞納していない者
- (14) 構成企業等の出資比率の最小限度について、次の基準を満たしていること。なお、主契約企業の出資比率は、構成企業中最大とする。また、市内企業の合計出資比率が25%以上となるようにすること。
 

ア	構成企業等が2社（団体）の場合	30%以上
イ	構成企業等が3社（団体）の場合	20%以上
ウ	構成企業等が4社（団体）の場合	15%以上
エ	構成企業等が5社（団体）の場合	12%以上
オ	構成企業等が6社（団体）の場合	10%以上
カ	構成企業等が7社（団体）の場合	9%以上
キ	構成企業等が8社（団体）の場合	8%以上
ク	構成企業等が9社（団体）の場合	7%以上
ケ	構成企業等が10社（団体）以上の場合	6%以上

## 7 参加手続

参加手続は、応募グループを代表する企業（以下、「主契約企業」という。）が行うこととする。

### (1) 募集及び選定方法

本事業では、「道路の維持管理、補修更新」を通じ、民間事業者による効率的・効果的事業を期待するものであることから、公募型プロポーザル方式により受託者を選定する。

参加申込書及び添付書類の提出を受け、参加者に対して「P 4. 6 参加資格」の確認及び「P 9. 8 一次審査」を行う。その後、選定された参加者は別途提案書、見積書、及び会社概要を提出し、書類審査及びプレゼンテーションを実施する。その結果、最も優秀な評価を受けた応募グループを受注候補者として選定する。選定された応募グループの提出書類は、府中市情報公開条例（平成12年9月26日条例第27号）に基づき、同条例第7条に掲げる情報を除き公開の対象となる。ただし、提案内容については、選定事業者、非選定事業者どちらも企業の知的財産であるため、非公開とする。

### (2) 選定スケジュール

表3 選定スケジュール表

スケジュール	時期
募集要項等の配布	平成29年7月6日（木）～9月6日（水）
質問の受付	平成29年7月6日（木）～8月14日（月）
質問の回答公表	平成29年8月21日（月）頃
参考資料の閲覧	平成29年7月6日（木）～9月6日（水） 平成29年11月1日（水）～12月7日（木）
一次審査資料受付期間	平成29年7月6日（木）～9月6日（水）
一次審査結果の送付	平成29年10月中旬頃
二次審査資料受付期間	平成29年11月1日（水）～12月8日（金）
プレゼンテーション	平成30年1月頃
受注候補者決定	平成30年1月下旬頃

### (3) 募集要項等の配布

#### ア 配布期間

平成29年7月6日（木）から9月6日（水）まで

ただし、窓口での配布は、平日開庁日の8時30分から17時15分までとする。

#### イ 配布方法

募集要項等は、以下の方法で配布する。

(7) 市ホームページからダウンロード

(1) 都市整備部管理課（〒183-8703 府中市宮西町2-24 府中市東庁舎7階）での直接配布

※直接配布の希望者は、予め電話で日時を予約する。

(4) 質問の受付及び回答

ア 受付期間

平成29年7月6日（木）から8月14日（月）まで

イ 提出方法

任意の様式で、都市整備部管理課 ([tosikanri05@city.fuchu.tokyo.jp](mailto:tosikanri05@city.fuchu.tokyo.jp)) へ電子メールで提出すること。なお、電子メール以外での質問については回答しないものとする。

ウ 回答方法

質問書の回答は、平成29年8月21日（月）頃に、原則、市ホームページで公開する。

(5) 参考資料の閲覧

提案書の作成にあたり、次のとおり参考資料を閲覧することができるものとする。

(7) 閲覧できる参考資料：市が保管する資料のうち、府中市情報公開条例において非開示に該当しないもの

(i) 閲覧場所：府中市 都市整備部 管理課

※ 閲覧希望者は、予め電話で閲覧したい資料を伝え、日時を予約する。なお、準備に日数を要することがあるため、日程に余裕を持って問い合わせること。

担当 ・ 施設管理に関するもの：志村、岡

042-335-4536（直通）

・ その他に関するもの：多田、正木

042-335-4430（直通）

(ii) 閲覧期間：平成29年7月6日（木）～9月6日（水）及び平成29年11月1日（水）～12月7日（木）（閉庁日を除く）午前8時30分から17時00分までただし、平成29年11月1日（水）～12月7日（木）は二次審査参加事業者のみを対象とする。

(6) 一次審査

ア 参加申込書及び添付書類

参加を希望する応募グループは、次の書類を提出期限までに提出する。

(7) 公募型プロポーザル方式への参加申込書（別紙）

(i) 添付書類

主に次の基準に基づき審査を行い、参加者を選定するため、参加申込書とあわせて、次の項目を記載した添付書類を提出する（様式は任意）。

- a 構成企業等における、構成の証明
- b 構成企業等の構成及び出資比率
- c 構成企業等の会社経営規模の妥当性（資本金、売上高）
- d 構成企業等の業務の有効性（技術者、有資格者）
- e 構成企業等の履行保証力（自己資本比率等）

- f 構成企業等の瑕疵担保力（損害賠償保険の加入等）
- g 構成企業等の当該業務の知識・運営能力（他自治体等における類似業務の実績）
- h 構成企業等の倫理観（ISO14001の取得状況等社会的貢献度）
- i 建設業の場合は「経営事項審査」結果
- j その他の業種の場合は「経営事項審査」に準じる企業の健全性を示す資料

ウ 提出期間

平成29年7月6日（木）から9月6日（水）まで

エ 提出部数

参加申込書 15部（正本1部、副本14部）

添付書類 15部（正本1部、副本14部）

オ 提出方法

都市整備部管理課（〒183-8703 府中市宮西町2-24）へ郵送する。また、郵送した場合は、その旨を市担当者へ通知すること。

カ 一次審査結果の送付

一次審査の結果は、平成29年10月中旬頃に、主契約企業に対して書面により通知する。

(7) 二次審査

ア 提案書、見積書及び会社概要

一次審査を通過した応募グループは、次に示す資料を提出する。

(7) 提案書（別紙の様式を用いて作成する）

提案書には次の内容を含め作成すること。

a 本事業に対する考え方

- ・ 地方自治体における官民連携のあり方
- ・ 具体的な管理方法と適切な実施体制
- ・ 官民連携施策への協力体制

b 業務遂行にあたっての総合的な視点、企画、提案等

c 業務の実施方法、工程

d 特定テーマに関する事項

特定テーマは、次の3つとする。

- ① 将来を見据えた、府中市道路等包括管理事業へ市内企業の参画を促進する取組  
（提案例：包括管理委託等インフラ管理にかかる意見交換会の開催、他工種への拡大や管理水準に関する市との継続協議等）
- ② 地域活性化への取組や地域活動等に協力すること  
（提案例：「府中まちなかきさら」や地元商工会等との連携、市が主催、後援するイベントや祭り等への協力、豪雨、降雪時等の子供や高齢者の見守り活動等）
- ③ 経費削減に関する創意工夫  
（提案例：様々な媒体の活用による業務の効率化、構成事業者同士の作業兼務等）



(イ) 見積書

a 包括委託型業務

見積書には本事業に係る一切の経費を含むものとし、算出根拠を示した内訳書も添付する。なお、見積書は委託料上限額の範囲内で提案すること。

b 単価契約型業務

内訳書に、工種ごとの設計金額を入力し、提案すること。なお、補修・更新業務の単価の合計額は13,932,729円、ケヤキ剪定等業務の単価の合計額は24,221,297円に収まるようにすること。

(ロ) 会社概要（構成企業を含む）

イ 提出期間

平成29年11月1日（水）から12月8日（金）まで

ウ 提出部数

15部（正本1部、副本14部）

エ 提出方法

都市整備部管理課（〒183-8703 府中市宮西町2-24）へ郵送する。また、郵送した場合は、その旨を市担当者へ通知すること。

(8) プレゼンテーションにおける留意事項

二次審査書類を提出した応募グループは、提出した提案書を基に、プレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションを実施する場合の日程や方法等については、別途、応募グループに通知する。

(9) 受注候補者決定

平成30年1月下旬（予定）

8 一次審査

一次審査は、参加申込書及び添付書類の内容について審査を行い、二次審査に進む対象者を選定する。具体的には、次の「提案者を選定するための評価基準表」に基づき、評価項目ごとに点数化し、総合的な評価及び審査を行う。

なお、応募グループの地域貢献度及び経験・当該業務の運営能力については、構成員全ての者について評価し、その平均点を評価点とする。

一次審査の結果は、審査後、参加グループの主契約企業へ書面にて通知する。

表4 提案者を選定するための評価基準表

提案項目	評価の視点	配点
経営規模 (配点 5)	企業または団体の規模等が、今回の業務を行うにあたって適当か	5
業務遂行力 (配点 5)	業務遂行体制は十分か	5
地域貢献度 (配点 15)	①府中市内に本店または支店がある ②多摩地区に本店または支店がある ③東京都内に本店または支店がある	① 15 ② 10 ③ 5
経験・当該業務の運営能力 (配点 10)	今回の業務に生かせる類似業務の実績があるか	10
合計		35

## 9 二次審査

二次審査は、提案書及びプレゼンテーションの内容について審査を行う。具体的には、次の「受注候補者を選定するための評価基準表」に基づき、評価項目ごとに点数化し、総合的な評価及び審査を行う。

表5 受注候補者を選定するための評価基準表

評価項目	評価の視点	配点	
本事業への取り組み方針 (配点 20)	本事業の理解と取組方針	インフラマネジメント白書及び計画の理解は十分か	10
		包括的委託に対する市の要求主旨を把握しているか	10
本事業の実施体制 (配点 10)	業務担当者の経歴と実績	担当者の今回の業務に関する経験は十分か	5
	継続的な運営を可能とする体制	継続的運営の体制を維持できるか	5
受託者によるモニタリングの方針 (配点 10)	効果的な受託者によるモニタリング方法	水準達成に効果的な受託者によるモニタリングとなっているか	5
	リスク管理方法	リスクの管理方法は適切か	5
地域への配慮 (配点 20)	地域への配慮	市内企業の活用方策、資材調達等への配慮は十分か	10
		その他、地域社会又は地域経済に対する貢献への効果的な取組は行われているか	10
見積金額について (配点 20)	維持管理コスト縮減	実効性の認められる適性な価格設定であり、かつ委託料上減額の範囲内で必要最小限に抑えられているか	20

評価項目		評価の視点	配点
各業務の実施計画 (配点65)	統括マネジメント業務	各業務が、効率的で効果的な計画となっているか	5
	巡回業務		5
	維持（清掃）業務		5
	維持（植栽管理）業務		5
	維持（道路反射鏡・案内標識管理）業務		5
	補修・修繕業務		5
	事故対応業務		5
	災害対応業務		5
	苦情・要望対応業務		5
	占用物件管理業務		5
	法定外公共物管理業務		5
	補修・更新業務		5
	ケヤキ剪定等業務		5

特定テーマ	ここでは、効果と実効性の双方の観点から評価する。具体的な評価項目と評価ポイントは、以下のとおりである。		
将来を見据えた、府中市道路等包括管理事業へ市内企業の参画を促進する取組 (配点5)	取組方針と実施計画	具体的で効果的な提案となっているか	5
地域活性化への取組や地域活動等に協力すること (配点5)	取組方針と実施計画	具体的で効果的な提案となっているか	5
経費削減に関する創意工夫 (配点5)	取組方法と想定される削減効果	具体的で効果的な提案となっているか	5
合 計			160

## 10 選定

一次審査の評価点と二次審査の評価点を加算し、最も点数が高かった応募グループを受注候補者として選定する。選定結果は、提案者全員に通知する。

## 11 契約内容等協議

選定された受注候補者は、契約内容等について協議を行う。

## 12 事業契約に関する事項

### (1) 基本的事項

市は、選定された受注候補者と協議を行い、事業者と事業契約を締結する。

なお、受注候補者決定後から事業契約の締結までの間、出資者のいずれかが参加資格要件を満たさなくなった場合、市は選定事業者と事業契約を締結しない場合がある。

### (2) 市と受託者の責任分担の明確化に関する事項

本事業において想定されるリスクの責任分担は、「リスク分担」によるものとする。リスク分担を変更する合理的且つ明確な理由のある意見及び提案があった場合は、必要に応じてリスク分担の変更を行う場合がある。

### (3) 委託費の支払い

市からの委託料の支払方法は、別途協議とする。

### (4) モニタリングの実施と業績評価

#### ア モニタリングの方法等

受託者は自ら実施事業をモニタリングし、その結果を市へ報告する。市は、受託者が定められた責任を果たし、本事業の実施を適正かつ確実に履行しているか否かを確認するために、受託者から提出された報告書等に基づき、本事業の実施に関する各業務の業績の監視を行う。なお、市によるモニタリングの方法については、「モニタリング手順書」に示す。

#### イ 業績の評価と支払いの方法等

市によるモニタリングの結果に基づき、「本事業の実施状況が、受託者の責めに帰すべき事由により契約の不履行又は要求水準に達していないこと」が明らかになった場合には、当該業務の改善及び当該業務に携る構成企業の変更を求めるほか、状況に応じて委託料を減額することができるものとする。なお、市によるモニタリング結果に基づく措置等については、「モニタリング手順書」に示す。

### (5) 契約事項の見直し

本事業は、市と受託者の合意があった場合、契約期間内に契約事項を見直すことができるものとする。見直し回数は年1回とし、時期は2月を予定する。

### (6) その他

#### ア 係争に対する措置

次の書類の解釈に疑義が生じた場合は、市と受託者は本事業の事業目的の遂行を前提とし、誠意を持って協議の上で解決を図るものとする。

- a 市が公募手続きにおいて配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書
- b 受託者が応募手続きにおいて提出した事業計画等の提案資料
- c 市と受託者との間で締結された事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置

#### イ 管轄裁判所の指定

契約に係る紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

ウ 本事業の継続が困難となった場合の措置

(7) 受託者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

市は、「モニタリング手順書」に基づく手続きを繰り返しても、本事業の継続が困難と認められる場合、契約解除を行うことができるものとする。

(4) その他の事由により本事業の継続が困難となった場合

契約書の定めに基づき対応を協議する。

13 その他

- (1) 提出期限までに書類が提出されなかった場合には、いかなる場合であっても参加できない。
- (2) 提出期限後における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 応募に係る経費は、参加者の負担とする。
- (4) 本提案に係る提出物については、返却しない。
- (5) 提出された書類は選考に関する目的以外には使用しない。
- (6) 本提案に係る書類に虚偽の記載をした場合には、同書類を無効とし、指名停止を行うことがある。
- (7) 電子メール等の通信事故について、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 本提案により採用されたことをもって、提案した全ての内容の契約を保証するものではない。また同様に、来年度以降の業務についての契約を保証するものでもない。
- (9) 現時点では、平成30年度以降の予算措置がなされていないため、予算が議会において議決された場合に契約することとする。
- (10) 参加表明、提案に係る費用はすべて応募者の負担とする。
- (11) 本事業において使用する言語は日本語とし、通貨は円を使用する。

14 問い合わせ先

府中市都市整備部管理課 (担当) 多田、正木

〒183-8703 府中市宮西町2-24 (府中市東庁舎7階)

電話 042-335-4430 (直通)

FAX 042-335-0499

E-mail [tosikanri05@city.fuchu.tokyo.jp](mailto:tosikanri05@city.fuchu.tokyo.jp)

平成 年 月 日

府中市長 高野 律雄 様

住 所

会社名

代表者

印

### 公募型プロポーザル方式への参加申込書

プロポーザル方式による提案書の募集について、関係書類を添えて参加することを希望します。  
なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること及び府中市業者指名停止措置期間中でないこと並びに本書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

- 1 対象業務件名  
府中市道路等包括管理事業（北西地区）
- 2 府中市における競争入札参加資格  
あり・なし
- 3 その他(参加を表明するにあたり、特筆すべきことがあれば記入)

【連絡先】担当者所属・氏名・電話番号